

有識者会議の「報告」の確定について(厚年・DB)

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

本日、これまでの有識者会議の議論をまとめた『報告』が確定し、厚生労働省のホームページ¹に公開されましたのでご案内します。

なお、第8回有識者会議で提示された「報告(案)」から大きな変更はありませんでしたが、変更のポイントとしては以下の通りです。

【報告(案)からの変更ポイント】

- 運用ガイドラインへの追記が検討されている「オルタナティブ投資の際に運用受託機関に対して説明を求めるべき事項」として、『時価評価の合理性』が追記された。
- 「財政運営の在り方」における最低責任準備金のコロガシ利率の説明において『(コロガシ計算が導入された)平成11年10月から平成23年3月までの年平均が1.8%』であった旨が追記された。
- 「0.875²の見直し」について『早急に』という文言が追記された。
- 代行制度の今後の在り方として、企業年金連合会が代行部分は積立不足となっていないが、上乘せ部分に対して積立不足の状態にあり、この点についてどのように対応するかが課題である旨追記された。

1 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ekia.html>

2 最低責任準備金のコロガシ計算において代行給付相当額を算定するための係数

【ご参考】有識者会議の検討項目と改定の方角性

実現度は「報告」の記載内容により判断。
 ……実現可能性が高いと思われる事項
 ……今後の検討次第で実現可能性が高まると
 と思われる事項

検討項目		実現度	改定の方角性
1 資産運用規制の在り方	受託者責任の明確化	分散投資の徹底	・政策アセットミックスの策定義務化・運用基本方針の届出義務化等
		忠実義務の徹底	・役職員の職務に関する倫理規程を制定
	基金の資産運用体制の強化	運用受託機関の選任・評価	・運用ガイドラインを修正(定性評価における投資方針や組織・人材、運用プロセス等に関する着眼点や、オルタナティブ投資に係る運用受託機関へ説明を求めるべき事項として時価評価の合理性を追加)
		基金のガバナンス・情報開示	・代議員会等に説明すべき事項の例示を運用ガイドラインに追加 ・基金の監事監査規程を修正(監査におけるチェックリストに改定後のガイドラインの内容を反映) ・監査結果等について代議員会への報告を義務化
		資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上	・連合会等の研修を受講、代議員会等にその取組状況を報告する等積極的な取組みを促す
	外部の専門家等による支援体制や行政等による事後チェックの強化	資産運用委員会	・資産管理運用業務に関連する専門的知識・経験を有する者を構成員に加えることを努力義務化 ・資産運用委員会の議事等の概要を代議員会へ報告、事業主や加入員等にも周知する
		運用コンサルタント	・今後は金融商品取引業法上の投資助言・代理業者の登録を行っていることを契約の要件とし、他の運用受託機関との関係で利益相反がないかどうかについて確認
		行政による事後チェックの強化	・厚労省が策定する監査要綱を見直して改定後のガイドラインの内容を反映したチェックリストを作成 ・基金は監査結果を代議員会へ報告することとし、今後の基金の資産管理運用業務に適切に反映
	2 財政運営の在り方	予定利率の引き下げ	
積立不足への対応(給付減額要件の緩和等)		・結論出ず(以下の両論を併記) 「理由要件」や「手続要件」、受給権者減額の際の一時金支払いについて見直すべき。 上乘せ部分の給付は賃金の後払い的性格を有しており、安易な引下げを行うべきではない。	
解散基準等(理由・手続き要件の緩和、解散命令の発動基準)		・現行の解散基準を緩和することや、指定基金制度と組み合わせつつ、一定の要件を定めて解散命令を機動的に発動していくということなどが考えられる。	
3 基金制度等の在り方	代行制度の今後の在り方(厚生年金基金制度の存続)		・結論出ず(以下の両論を併記) 代行制度が公的年金である厚生年金の財政に与える影響という観点から一定の期間をおいて廃止すべき。 代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割という観点から維持すべき。
	代行部分の財政運営の在り方	最低責任準備金の在り方(最低責任準備金の算出方法)	・代行給付費の計算に当たって用いられる係数(0.875)を早急に見直す ・その他(期ズレ解消、給付現価負担金の交付基準緩和)は結論出ず
		代行割れ問題への対応(特例解散制度の在り方)	・特例解散における現行の納付額の特例措置や連帯債務の仕組みを見直すことを検討(連帯債務の仕組みは、解散時に各事業所の債務が確定できるようにすることを検討)
中小企業の企業年金の在り方(厚年基金、DB、DC等)		・給付設計の弾力化や制度運営コストの低減を図るための規制緩和や税制改正、税制優遇措置のある退職個人勘定の創設等を検討	

以上